

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、川上村長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

平成三十年四月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 吉野郡川上村内全域
- 三 測量の終了年月日 平成三十年三月三十日